

第96回中小規模水道問題協議会
情報交換事項回答集
(令和8年7月22日)

公益社団法人 日本水道協会

目 次

- ①緊急時対応に係る職員の待機について
- ②量水器定期交換時に止水栓等の交換が必要な場合の対応について
- ③水道事業の開発負担金等の徴収について
- ④水道料金の資産維持費の計上について
- ⑤給水装置工事の標準的な申請書について
- ⑥解体業者による無届けの給水装置撤去等について
- ⑦人材育成（技術継承）の取組について

情報交換事項①

題名：緊急時対応に係る職員の待機について

当町では、漏水事故等、緊急時の対応に備えるために、業務時間外において当番制で職員が待機している。

当番の職員は、緊急時の対応に迫られることに対する不安や私生活での行動が制限されることから、かなり負担となっている。

情報交換事項① 緊急時対応に係る職員の待機について

1. 緊急時の対応に備えるための体制について（職員、業者委託等）	2. 職員が待機している場合、例規整備、手当の有無について	3. 業者委託している場合、業務内容、委託金額について
当町の上下水道職員(技術)は1名なことから緊急体制については苦慮しているところです。 現在は、職員と指定工事店で対応しており、かなりの負担となっていますが、役場全体の職員が不足している状況なので、やむを得ないと思っています。	無	無
業者委託	—	（業務内容） ○休日・夜間補修業務委託 ・給水装置故障（緊急を要するもの） ・管路の折損による漏水 ・消火栓の折損 における、初期対応及び応急措置 （委託金額） 4,532千円（税込／R8年額）
職員の体制は、輪番制で業務用携帯電話を所持し、業務時間外でも連絡が取れる体制としている。 また、漏水等の業者による緊急対応が必要な場合に備え、管工事業協同組合に待機業務を委託しており、緊急時には同組合へ連絡する体制としている。	無	業務内容：休日、祝日及び夜間等における待機業務 委託金額：2,409千円（令和8年度） ※修繕等の作業費用は含まない

1. 緊急時の対応に備えるための体制について（職員、業者委託等）	2. 職員が待機している場合、例規整備、手当の有無について	3. 業者委託している場合、業務内容、委託金額について
当町では、施設管理業務の一部を業者に委託しており、業務の範囲に漏水等修繕業務も含まれているため、漏水等による宿日直及び待機についても委託業務の範囲内で対応しているが、実際のところは、休日における苦情の一報や緊急時の対応に備えるための職員の当番制は現在も残っており、職員の負担軽減には今のところなっていない状況です。委託先の職員が少ないという現状もあり、対応しきれないもの（施設の異常警報、断水に伴う修繕工事）については職員で対応している。 【職員の当番形態】 ・平日の業務終了時から翌日の業務開始時まで ・土日祝日	苦情等対応したものは時間外で対応しており、待機当番による手当は支給していない。	◆委託業務の範囲 ・開栓・閉栓業務 ・調査業務（漏水等） ・検定満期等水道メーター取替業務 ・漏水等修繕業務（下水道設備含む） ・施設等管理業務 ・上記を速やかに実施するための宿日直及び待機業務 ◆委託金額 20,185,000円 令和8年4月1日～令和9年3月31日
・職員については待機は自主性に任せているため、危険性はあるが現状は問題ない。職員が市外にいる際などは共有している。 ・業者の待機に関しては年間で委託内容で待機業務をだしており、5社で土日平日夜間は待機態勢を整えている。	特になし	R8年度は年間4,820,000（税込み）
当市でも同様に、緊急対応の体制は職員が担っている。 市役所警備室で電話受付し、宅内側か公道側か漏水量によって当番業者か職員で対応する体制としている。	職員待機はせず、電話連絡の優先順位を決めている。（係員→係長、管工事組合→当番業者など） 規則は無く、手当も無い。	業務内容：平日夜間修繕受付、休日修繕受付対応 委託金額：年間約8,531,000円（税込）

1. 緊急時の対応に備えるための体制について（職員、業者委託等）	2. 職員が待機している場合、例規整備、手当の有無について	3. 業者委託している場合、業務内容、委託金額について
漏水等への対応については、当番制により職員が1週間ごとに職場の携帯電話を所持し、業務時間外に警備員から連絡があれば対応している。なお、本人が対応できない場合は、ほかの職員間で連絡を取り対応している。（自宅待機はない）	なし	なし
平時は、業務時間外において職員が待機する体制にはしていない。 有事の際に、適宜対応することとしている。	—	—
業務時間外の職員待機は行っていない。業務委託も行っていない。 緊急時には、職員が出勤して対応している。	—	—

1. 緊急時の対応に備えるための体制について（職員、業者委託等）	2. 職員が待機している場合、例規整備、手当の有無について	3. 業者委託している場合、業務内容、委託金額について
施設の軽故障による現場確認対応等は包括委託業者により対応しているが、漏水等の緊急時については担当職員が出務し、必要に応じて委託業者の応援を依頼する形となっている。 当市では担当職員が3名しかおらず、緊急時は総出での対応が必要になるケースが多く、当番制も困難なため、担当の心理的な負担が常にある状態が続いている。	出務した場合のみ通常の時間外手当対象としている	○施設の監視及び故障時の対応 ○漏水等の発生に伴うバルブ操作や洗管作業への応援 上記を包括業務委託内の時間外対応として計上している
職員については、課長職以上を除く正職員を5(6)人／班の9班体制とし、一週間交代で当番専用携帯を所持のうえ対応している。 委託業者については、地区により異なるが、料金等徴収業務委託を受注している業者や水道工事組合に委託し、必要に応じて職員当番専用携帯へ連絡を行うこととしている。なお、配水量増大などの大規模な事故が予想される場合は、技監（水道技術管理者）や管路維持管理部門へ直接連絡することとしている。	無し	主な業務内容 (1)漏水確認や保安機材設置等の応急措置 (2)委託者への速やかな状況報告 (3)業務の記録、整理及び報告 委託金額（年額・税込） 990千円～3,091千円（地区により異なる）
・委託業者にて24時間体制で施設の監視や緊急連絡に対応。 ・職員による当番制等の待機はなし。 ・委託業者が職員出動の必要があると判断した場合は、連絡を受けた委託業者が、職員に緊急連絡網の順番に連絡を入れ、出動可能な職員が対応している。	・例規等の規定なし。 ・職員が出動した場合は、通常の残業対応。	・業者委託において、昼間4名・夜間3名が監視室に常駐しているほか、緊急時対応人員として1名が常時待機（自宅）しており、当該人員を技術員として計上している。

1. 緊急時の対応に備えるための体制について（職員、業者委託等）	2. 職員が待機している場合、例規整備、手当の有無について	3. 業者委託している場合、業務内容、委託金額について
本市では、業務時間外に職員は待機していません。	—	待機業務委託しています。 業務内容は電話対応、調査や修繕、工事は別契約。 平日と休日の8時～17時（365日） 年末年始については8時～翌8時 令和8年度契約金額は9,460,000円
（職員） 平日の勤務時間外については、担当課において、地区別に職員を割振っている。 （業者委託） 【公道漏水等の修繕業務委託】 4社と年間契約を締結しており、平日、土、日、祝、盆休み及び年末年始の対応を可能としている。 なお、漏水修繕には一定程度の技術と経験を要することから、実績と資機材等を保有している業者を選定している。 【給水装置等修繕業務委託】 給水区域内に所在する指定工事店が多数加盟し、日々の当番業務に対応できる「管工事協同組合」と年間契約を締結している。24時間365日を当番表にて割振りを行っている。	（平日の勤務時間外） 例規整備は行っておらず、待機手当も支給していない。 一方で、緊急を要する工事等が発生した場合には、特殊勤務手当（出勤手当：自宅等から出勤した場合に、1回につき500円）と、対応した勤務に係る時間外勤務手当を支給している。 （週休日及び休日等） 服務規程により整備しており、待機は2名で、午前8時30分から翌日の午前8時30分までの24時間の自宅待機を命じている。 漏水等の偶発的な臨時業務に備えるためであるが、待機中は自宅周辺で常に連絡が取れる状態かつ職務が遂行できる態勢を保持していれば、常に自宅での待機に限定される訳ではないことから、待機手当は支給していない。 また、平日と同様に、緊急を要する工事等が発生した場合には、特殊勤務手当（出勤手当：自宅等から出勤した場合に、1回につき500円）と、対応した勤務に係る時間外勤務手当を支給している。	（業者委託） 【公道漏水等の修繕業務委託】 道路部分に布設されている導水管、配水管、給水管及びこれに付帯する器具等で発生した漏水修繕に加え、当該修繕箇所の舗装本復旧小規模工事も施工する。 ・委託料：11,124,300円（税込） 【給水装置等修繕業務委託】 宅地内に布設されている給水装置で発生した漏水を修繕する。 ・委託料：9,900,000円（税込）

1. 緊急時の対応に備えるための体制について（職員、業者委託等）	2. 職員が待機している場合、例規整備、手当の有無について	3. 業者委託している場合、業務内容、委託金額について
浄水場に委託業者の緊急事待機者1名、職員は、施設1名と管路1名の2名ずつ4班体制で待機している。	例規整備無し。手当なし。	水道施設の運転管理業務委託の中で待機者を1名置く契約を行っている。運転管理業務委託の委託金額は月額で3,795,000円（税込）
緊急時には当直者より担当課の管理職に電話連絡し、管理職から対応可能な職員の呼び出しをしています。	待機はありません。	

1. 緊急時の対応に備えるための体制について（職員、業者委託等）	2. 職員が待機している場合、例規整備、手当の有無について	3. 業者委託している場合、業務内容、委託金額について
水道課及び企業経営課職員（19名）が毎日1名ずつ交代で、閉庁時待機当番を行っている。 設備業協同組合に加入している指定店（36社）が毎日2社ずつ交代で、閉庁時待機・修繕当番を行っている。（毎年度随意契約） 閉庁時の窓口対応については浄水場等運転管理業務受託者及び窓口業務受託者が電話対応等の初期対応を行っている。	通報の電話対応、および修繕方法等の判断や対策のために必要な時間は、超過勤務手当や休日出勤手当が支給されよう、人事課と協議済みである。 （待機しているだけで、通報に対する作業が発生しないと、超過勤務手当や休日出勤手当の支給は無い）	・配・給水管の漏水修繕に関する待機業務委託 ・令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（24時間365日） ・設備業協同組合と特命随意契約による締結 ・8,396,300円（うち消費税額763,300円） ・(1)待機業務 漏水が発生した場合に備え、常に修繕の準備体制を整え、漏水の連絡を受けた場合には、速やかに現地調査を実施するものとする。 (2)当番業者 待機業務に関し、あらかじめ、当日の当番業者を定め、委託者に報告するものとする。 (3)修繕の実施 現地調査により、修繕が必要と判断した場合、直ちに着手することを原則とする。 - ただし、漏水の規模や箇所数により、当番業者だけでは対応できないと判断した場合、当日以外の当番業者に速やかに連絡し、遺漏なきよう実施するものとする。
当番制で職員が待機している。	例規整備はなし。 時間外手当にて対応している。	—
職員	待機に関する例規整備なし 緊急対応のみ時間外手当で対応	—

1. 緊急時の対応に備えるための体制について（職員、業者委託等）	2. 職員が待機している場合、例規整備、手当の有無について	3. 業者委託している場合、業務内容、委託金額について
管工事業協同組合と修繕業務委託を契約し、漏水や破損等の緊急対応をしている。（休日及び夜間含む） 断水等により仕切弁操作が必要になった場合の市職員体制を、2人で1班とした1週間毎の当番制としており、4班でローテーションしている。	待機手当はない。断水等で出勤した場合は時間外手当としている。	【業務内容】 公道等に布設された配水管及び給水装置等において、漏水や事故が発生した場合に速やかに現地確認し、緊急に修繕を行う。 【委託金額】 修繕要員手当に加え補修資材及び舗装復旧を単価契約としている。
《職員》 ・管路6名（電話当番/日交代） ・施設1名（異常時の緊急時のみ） 《業者委託》24時間対応 ・窓口業務の内、通報による現場確認等 ・管路等の漏水：水道工事組合(18業者) 当番1業者/週 a地区16業者 b地区1業者、c地区1業者 ・施設は運転維持管理業務委託1業者 昼間1名以上、夜間・休日2名以上	・例規整備、手当共に無し。	《窓口業務》1業者 ・通常の開閉栓・料金徴収業務の外、漏水通報受付も行っている。 《修繕業務》16業者+2業者 ・運営維持(受付、調査、パトロール等) 年間 約 77,000千円 ・修繕(管路漏水修繕、止水栓取替等) 年間 約 440,000千円 《施設管理》1業者 ・施設の監視、運転業務、異常時対応等 年間 約 77,000千円
職員	待機等の例規整備はしていない。 当番制で待機をしているが手当等はなく、現場の対応については、時間外勤務手当となる。	漏水対応の修繕工事については、1年間を2,372,700円で夜間・休日の待機当番制で水道工事店の組合に委託契約している。

1. 緊急時の対応に備えるための体制について（職員、業者委託等）	2. 職員が待機している場合、例規整備、手当の有無について	3. 業者委託している場合、業務内容、委託金額について
当市においても緊急時に対応すべく職員による当番制を採用している。基本一人ずつ日にちを割り振っているが、課内にてLINEグループを組んでおり誰でも情報共有できるような体制としている。	割り振られた職員の待機についての手当ではないが、実働した場合には時間外手当として支給している。	—
職員及び業者は、それぞれ当番制により待機する体制になっている	待機に関しては手当は無く、出勤時のみ超過勤務手当で対応している	業者には委託していない。 地元管工事組合に協力いただき、緊急時対応いただいている
初動対応は管工事協同組合に委託（当番制）しており、組合での対応が困難な場合は、職員が出動（当番制）している。	無し	①業務内容 ・導送配水管路および給水管漏水 ・量水器止水栓固着 ・道路陥没 ・赤水等水質異常 ・下水管詰まり 以上の現地確認初動対応（修繕費は別途） ②委託金額 約4,200,000円／年
待機は行っていない。 緊急連絡は市役所の警備に通報され、警備から職員へ連絡が入ることになっている。 職員は時間外の当番を設定している。	—	—

1. 緊急時の対応に備えるための体制について（職員、業者委託等）	2. 職員が待機している場合、例規整備、手当の有無について	3. 業者委託している場合、業務内容、委託金額について
職員の物理的な待機（事務所に詰める等）は実施していない。業務時間外に発生した緊急事案等においては、一旦庁舎警備室にて緊急連絡などを受電し、その後担当者に連絡内容を伝え、対応する体制をとっている。	待機に対する手当はない（待機制度がないため）。出勤した場合については、時間外勤務手当として給付がなされる。	業者委託をしていない。
本市は公営のガス事業も行っているため、時間外には会計年度任用職員の施設管理員がシフト制で24時間勤務し、ガス水道下水道に関する市民等からの電話連絡を受けており、必要に応じ、担当職員に連絡を行っています。そのため当番制での正規職員の待機はありませんが、その他の緊急連絡は一斉メッセージにより、対応可能職員が出動しています。	—	—

1. 緊急時の対応に備えるための体制について（職員、業者委託等）	2. 職員が待機している場合、例規整備、手当の有無について	3. 業者委託している場合、業務内容、委託金額について
（職員） 緊急時の呼出表を作成 （業者） （夜間）17時30分～翌日9時00分 主任技術者1名、その他1名 （土曜日、年始）9時00分～17時30分 主任技術者2名、その他2名、 交通誘導員1名 （日曜日、祝日） 主任技術者2名、その他1名、 交通誘導員1名 （年末） 主任技術者4名、その他3名、 交通誘導員2名	有 就業規則	（業務内容） 緊急を要する閉開栓、屋内漏水修繕、 給水栓コマ取替、給水栓取替、止水 メーター間修繕、道路漏水修繕、給水 管の小規模な漏水修繕 （委託金額） 122,978,954円 （ただし、発生した材料費に関しては別途支出している）
職員は役職順に緊急連絡を受ける体制をとっている。1人目が連絡を用事などで受け取れない場合は、2人目に連絡し、受け取った職員が初動対応を行う。 現場対応については、町内の水道組合で修繕当番（週単位）を決めており、緊急時の対応をお願いしている。	待機という体制でないので、手当はない。 緊急対応した場合、時間外手当支給。	業者委託なし
職員1班4名の3班体制で1週間ごとに当番対応	待機業務については、例規整備及び手当なし。 緊急対応に従事した場合のみ時間外手当にて対応。	業者委託なし

1. 緊急時の対応に備えるための体制について（職員、業者委託等）	2. 職員が待機している場合、例規整備、手当の有無について	3. 業者委託している場合、業務内容、委託金額について
平日時間外、休日は委託業者の宿直により電話を受け、職員へ連絡。 休日の職員対応は当番制にしている。	無	閉開栓・徴収等委託業務として、その他の業務と合わせているが、時間外休日の漏水連絡などの電話対応を委託している。年額で5,144,700円
休日（土日祝日）については、管理職および係長級職員1名＋水道工務係職員（一般職）1名の組み合わせの1班を4班編成での当番制としている。 平日の時間外時については、水道工務係職員もしくは上下水道課長に一次連絡をとる体制となっている。	無し	—
夜間や休日は業者委託している。場合によっては職員に連絡が入り、対応をする。	職場待機であった場合は、時間外や休日手当を支給	受付及び宿直業務：月額574,508円 夜間休日等における修繕業務： 月額 513,590円

1. 緊急時の対応に備えるための体制について（職員、業者委託等）	2. 職員が待機している場合、例規整備、手当の有無について	3. 業者委託している場合、業務内容、委託金額について
令和8年度は、係員3名の少人数で対応しているため、待機体制はとっておらず、業者委託も行っていない。 《対応》 夜間休日について、連絡網による体制をとっており、宿日直より連絡を受けた場合は、課長⇒係長⇒係員の順に連絡が入り対応している。業者には、その都度連絡し対応をお願いしている。 ※給水装置の場合は、大竹管工事業協同組合に委託し当番制の対応をとっている。	—	—
局長、係長を除く管理職で当番制を敷いている	規程により、非常呼出待機手当 を設けている。 支給額500円／1回	浄水場等の包括管理委託において、夜間の断水報告等の第一報受付を委託に含めている。金額については、包括委託となるため、積算、内訳なし
職員の業務時間外待機は行っていない 業者については1年を通じて24時間体制で待機業務を委託契約している。	該当なし	＜業務内容＞ 緊急修繕業務等 ＜委託料＞ 年額7,656,000円（税込） ※修繕等の実働を伴う業務に従事した場合は別途実績に応じた金額を支払う。

1. 緊急時の対応に備えるための体制について（職員、業者委託等）	2. 職員が待機している場合、例規整備、手当の有無について	3. 業者委託している場合、業務内容、委託金額について
①集中監視室保守点検業務として、職員1人が次の時間帯で職場勤務している。 ・平日：17:15～21:00 ・休日：8:30～21:00 （以前は24時間体制だったが、出勤頻度を検証し現在の体制となった。） ②それ以外の時間については、庁舎の宿直員から通報を受けた職員が対応する。（待機体制ではない。）	①当番に従事した場合は、勤務形態の振り替え（半日勤務、振替休日）を行う。 ②当番以外が対応した場合は、時間外勤務手当を支給する。	なし
市内を3地区に分け、各地区ごと3人体制で、連携をとりながら常時備えている。	なし	—
職員が自宅待機にて対応している	例規整備、手当ともになし	—
職員待機無し 宿日直者（嘱託職員）が時間外及び休日の市民からの通報を受け付けている。現場対応が必要な事案があれば、宿日直者から委託事業者（管工事組合所属水道会社）へ連絡を取り対応している。委託事業者での対応が困難な事案は職員が対応となるため、緊急時の職員の連絡とれる体制を整えているが待機命令はしていない。	—	通常の役場庁舎の見回りも兼ね、上下水道関係事には、住所・氏名・事の内容を伺い当日担当水道会社又は職員に連絡を取り対応させる。 宿直10,377円/日、日直8,330円/日

1. 緊急時の対応に備えるための体制について（職員、業者委託等）	2. 職員が待機している場合、例規整備、手当の有無について	3. 業者委託している場合、業務内容、委託金額について
職員 執務時間外は、水道課職員6人で当番制にしている。市役所の宿直及び日直から当番の職員の携帯電話にかけてくる体制にしている。 業者 水道施設管理業務を委託している。	例規整備なし、手当なし。	受託業者 市内の水道業者で組織する協同組合。 業務内容 1日2業者が待機。日曜日、年末年始等67日分 委託金額 1,606,000円。
時間外の職員当直、業者への委託はしていません。緊急は市の日直、宿直からの連絡で動ける職員が対応、対応しきれない場合は業者に頼み込んでいる。	時間外勤務手当で対応している。	—
職員 閉庁日は当番制で対応 業者 受付は施設管理者にて対応 修理は市内業者（管工事協同組合）にて対応（輪番制）	手当はありません 振替休暇にて対応	閉庁日並びに閉庁時間を含む修理対応を委託 委託費として待機料を支払（閉庁日のみを対象）
当市では、当番で待機はないが、担当係が業務時間外も対応できるようにしている。貴市と同様に不安や私生活の制限があり、かなり負担となっている。	無	—

1. 緊急時の対応に備えるための体制について（職員、業者委託等）	2. 職員が待機している場合、例規整備、手当の有無について	3. 業者委託している場合、業務内容、委託金額について
緊急時の対応は週替わりの当番制で、職員のみで行っている。	規定の中で、特殊勤務手当として「修理等緊急対応のため勤務時間外に待機した職員 日額600円」と定められている。	—
個人へ委託した形をとっている。現在4名で待機当番体制をとって頂いており、現地へ駆け付けて、状況を確認し対応又は報告、連絡を頂いている。 受託者で対応できない案件（大きな漏水、赤水等）の場合は、担当職員へ連絡頂いている。 また、連絡を受けて対処する職員に偏りが生じており、今後の課題となっている。	以前は待機等への手当てが支払われていたが、委託へ切り替えた。	※業者委託ではないが参考までに。 ・個人委託 4名と契約 ・平日：17:30～翌日8:30 休日：8:30～翌日8:30 を待機頂き、通報があれば出向して対応して頂く。 ・待機料：平日＝2700円／回 休日＝4600円／回 出向は別に時間給を支給 ・問題点：個人委託であるため、対応にも個人差がある。
本町においても、漏水事故等の緊急時に備え、当番体制を構築している。時間外（17時15分以降）は、水道担当職員3名、休日は水道担当職員の負担軽減を図るため、水道担当職員以外の職員を含む約20名による当番制としている。	休日当番職員の業務は、水質検査の実施及び各施設の稼働状況を事務所内にて確認することとし、業務従事時間は1時間（休日時間外手当）としている。業務終了後は待機を命じておらず、緊急通報があった場合には、必要に応じてその都度再度出勤する運用としている。	本町では、町水道組合と緊急修繕に係る委託契約を締結している。しかしながら、緊急時の受付業務、現場確認業務及び初動対応業務については委託しておらず、町職員が対応している。
貴市同様に、職員の当番制で対応しております。 初期対応が行えるように、休日当番時の行動範囲が制限されており、職員への負担は大きいです。	例規等の整備はしておりません。 待機による手当は支給しておりません。	—

1. 緊急時の対応に備えるための体制について（職員、業者委託等）	2. 職員が待機している場合、例規整備、手当の有無について	3. 業者委託している場合、業務内容、委託金額について
専用の携帯電話を所持しているが緊急時の体制はとっていない。 対応できる職員で対応している。	待機していない。 対応した場合、時間外手当支給。	無
勤務時間外の緊急時連絡用携帯電話を週毎の輪番制で職員1人が所持している。 また、勤務時間外の漏水対応等は業務委託を行っている。	例規整備無し。 携帯電話所持に係る手当支給は無し。	業務内容 (1)基本業務 職員の勤務時間外における水道施設及び給水装置の漏水、出水不良等に関する連絡対応及び現場対応。 (2)修繕業務 ア 水道の布設工事及び給水装置工事並びに附属設備工事 イ 舗装の現状復旧工事 (3)量水器取替業務 計量法に基づく検定有効期間が満了する量水器の取替作業 (4)前各号の付帯業務（工事広報、仕切弁操作、洗管作業等） 委託金額 (1)基本業務 年額4,983,000円（税込） (2)修繕業務と(3)量水器取替業務は別途精算

情報交換事項②

題名：量水器定期交換時に止水栓等の交換が必要な場合の対応について

計量法に基づく量水器の定期交換は委託業者が交換作業をしているが、止水栓等の故障により量水器交換に支障を生じる事例があり、対応に苦慮している。

情報交換事項② 量水器定期交換時に止水栓等の交換が必要な場合の対応について

1. 量水器交換のために止水栓の交換が必要な場合、費用負担（事業者・需要者）はどのようにしているか	2. 量水器交換に伴う止水栓の交換の際にメーターボックス交換や土間コン等の補修が必要となる場合、費用負担はどのようにしているか
事業者が負担しています。 本来は需要者で負担することは伝え、今回に限り量水器交換のついでにやると言っています。	事業者が負担しています。 本来は需要者で負担することは伝え、今回に限り量水器交換のついでにやると言っています。
交換作業に不可欠な器具であるため、事業者が費用負担している。	量水器交換に必要となる補修については、事業者負担としている。
当市では、量水器の交換時に、止水栓が不良の場合、その交換にかかる費用は市が負担して取り替えを行っている。	メーターボックスについて、経年劣化による破損だけ当市の費用で交換します。また、作業にかかわるその他補修についても、当市の費用で対応している。
量水器交換時や閉開栓時に事業者側で操作するため、メーターボックス内の漏水については事業者で負担しております。	基本的にはメーターボックスは使用者負担で交換をしていただいております。 止水栓の交換に伴い、舗装などを撤去しなければならない場合については、所有者と協議・承諾の上で修繕を行い、復旧は町で負担しております。

1. 量水器交換のために止水栓の交換が必要な場合、費用負担（事業者・需要者）はどのようにしているか	2. 量水器交換に伴う止水栓の交換の際にメーターボックス交換や土間コン等の補修が必要となる場合、費用負担はどのようにしているか
事業者負担	事業者負担
費用負担は原則需要者。 しかし、ケースによっては事業者で負担することもある。	ボックス交換は需要者負担。 土間コン等の補修が必要な場合も原則、需要者負担。 しかし、需要者と相談し、原状復旧等、事業者側で負担せざるを得ない場合もある。
止水栓を含む給水装置（水道メーターを除く）については、所有者の財産であり、その維持管理及び修繕については所有者の責任で行うこととなっていることから、所有者に止水栓等の修繕を依頼している。	同左
止水栓は宅内設備に該当するため、需要者負担としている。	当市負担（修繕対応）としている。
止水栓は市の管理物であるので、市で費用負担して修繕している。	メーターボックスは既設品を撤去・再設置するので、交換は行わない。土間コン等の補修は、市で費用負担している。
止水栓の交換については敷地内での設置の場合は全て需要者負担としている。	取り決めはしておらず、現地の状況により需要者と協議している。

1. 量水器交換のために止水栓の交換が必要な場合、費用負担（事業者・需要者）はどのようにしているか	2. 量水器交換に伴う止水栓の交換の際にメーターボックス交換や土間コン等の補修が必要となる場合、費用負担はどのようにしているか
事業者が費用負担し、交換修理を発注している。	不良止水栓交換の場合は、同等品と交換しているため、メーターボックスの交換が必要になることはない。（量水器交換に伴う破損の場合は修理対応） 土間コンなどの付帯工まで含めて交換修理としているため、事業者が費用負担している。
・「漏水修理による修繕対応」にて事業者（市）が負担。 ・修繕は量水器交換業者か市委託の修理当番店が実施。	・「メーターボックス」は需要者負担。 ・「土間コン等」は簡易（一般的な舗装やタタキ）なものは市が費用負担し復旧。タイル等特殊なものは「同様の物での復旧はできない」旨を所有者と協議し、承諾をいただいたうえで一般的（簡易舗装等）なもので補修を実施。
需要者（使用者）負担で交換してもらっている。検定満期を超えても交換が行われなかった場合は量水器交換が行えないため、給水停止をする。	需要者（使用者）に負担させている。
事業者負担で行っている。	事業者負担で行っている。
検定満了に伴う量水器交換で止水栓交換が必要な場合は、需要者に交換してもらい、交換後に量水器交換を行う。ただ止水栓が漏水しているときに限り交換費用は事業者が負担している。	需要者の負担としている。

1. 量水器交換のために止水栓の交換が必要な場合、費用負担（事業者・需要者）はどのようにしているか	2. 量水器交換に伴う止水栓の交換の際にメーターボックス交換や土間コン等の補修が必要となる場合、費用負担はどのようにしているか
量水器交換と同時に施工する場合は止水栓の材料費を需要者負担にしています。	需要者の負担になります。
量水器交換のため止水栓の交換が必要な場合は、事業者負担にしている。	労務費やクレーンなどを使用した機械賃料、埋戻し材などの修理費の内訳を明記し、メータ更新時の修理請求書を提出していただいた上で事業者負担にしている。
量水器交換のために止水栓の交換が必要な場合は、公費負担にしている。	メーターボックス交換や土間コン等の補修は、公費負担はしない。
需要者	原則、需要者負担
水道事業にて負担している。 （一次側止水栓不良交換）	メーターボックス交換は需要者負担を基本とし、需要者と調整してもらうこととしている。 土間コン等地面の復旧については、コンクリート復旧までを水道事業者負担でできることとしている。（タイル等までは不可）
市が負担している。	補修の原因が需要者側にある場合は需要者が負担。 その他は市が負担。

1. 量水器交換のために止水栓の交換が必要な場合、費用負担（事業者・需要者）はどのようにしているか	2. 量水器交換に伴う止水栓の交換の際にメーターボックス交換や土間コン等の補修が必要となる場合、費用負担はどのようにしているか
止水栓は需要者に購入してもらっているが、開閉を行うのは事業者のため、交換は事業者が費用負担して取り替えている。	止水栓の取替えに必要な補修等は、事業者が負担している。
当市では、交換が必要な場合の費用については市で負担している。	市にて負担している。
止水栓の故障による交換については、事業者側の負担で対応している	止水栓の交換に伴う周辺の交換や補修については、最小範囲のみ、事業者側で負担して対応している
事業者負担	需要者負担
事業者	事業者
当市内規により、止水栓不良に伴う交換について、費用は水道事業者負担としている。	同様の事例は近年発生しておらず、取り扱いの定めもないため、状況により判断されると思われるが、止水栓の交換に必要不可欠となれば、最小限の施工により事業者負担となると想定される。
需要者負担	需要者負担
事業者負担としている。	事業者負担としているが、復旧方法についてはセメント、モルタル施工を基本としている。 タイル等の施工困難な材料については需要者負担としている。

1. 量水器交換のために止水栓の交換が必要な場合、費用負担（事業者・需要者）はどのようにしているか	2. 量水器交換に伴う止水栓の交換の際にメーターボックス交換や土間コン等の補修が必要となる場合、費用負担はどのようにしているか
町で負担している。	メーターボックスについては需要者の費用になるが、ボックスまで交換した例はない。 土間コンについては、町で負担している。
量水器2次側袋ナットまでの1次側給水装置の漏水、部品交換に関しては、事業者負担としている。 本管を含め、1次側給水装置の漏水修繕等に関しては西脇市上下水道協同組合と委託契約を結んでおり、量水器取替業務委託についても上下水道協同組合会員工事店と指名競争入札を行っている。	左記と同じ
事業者負担	事業者負担
量水器までを市の責任分界点としているため、量水器交換の際に止水栓の異常があった際は、随時、市の負担で交換を行っている。 ただし、使用者都合の場合や漏水等の異常がない場合については、使用者負担での交換としている。	1. の行為者の負担としている。 ただし、市で行う場合の復旧は最低限となる旨の説明をしている。
量水器の交換を考慮し、事業者負担にしている。（直結止水栓）	現状、メータ交換に支障するような土間コンクリートなどはないが、交換に支障する場合は需要者と考える。

1. 量水器交換のために止水栓の交換が必要な場合、費用負担（事業者・需要者）はどのようにしているか	2. 量水器交換に伴う止水栓の交換の際にメーターボックス交換や土間コン等の補修が必要となる場合、費用負担はどのようにしているか
需要者の費用負担により交換している。 ただし、量水器交換により生じた不具合（止水栓が開かない状態など）については、当局で負担し交換を行っている。	事例はないが、左記同様に需要者の費用負担により対応する。
副弁付止水栓が設置している給水装置では、メーター交換時にコマ交換を含んだ委託としている。	メーター交換に必要な経費として、局の費用で修繕をしている。
材料費は需要者負担で労務費は事業者負担にしている。	メーターボックスは需要者負担補修費用は事業者負担にしている。
第1止水栓の取替は、事業者が負担している。	事業者が負担している。 ただし、必要最小限の復旧とする。
水道メーターより一次側のため、事業者負担としている。	量水器交換以外の補修については、需要者負担としている。
事業者負担にて交換する。ただし、一次止水栓が有効で、メーター直止が効かない場合は受益者負担とする。	事例はないが、メーターを取り換えるために取壊し等が必要な場合の補修費用は、受益者の負担となる旨を広報にて周知している。
量水器定期交換時に止水栓に不良がある場合は、事業者負担で交換を行っている。量水器の交換を伴わない止水栓の不良については、需要者負担で交換を実施している。	交換時にメーターボックスの位置ずれなどにより量水器及び止水栓が交換できない場合に限り事業者負担でメーターボックスの交換を行い場合がある。なお、メーターボックスを含む交換作業において土間コンクリート復旧が必要な場合は、必要最小限の範囲での復旧費も事業者負担で行っている。

1. 量水器交換のために止水栓の交換が必要な場合、費用負担（事業者・需要者）はどのようにしているか	2. 量水器交換に伴う止水栓の交換の際にメーターボックス交換や土間コン等の補修が必要となる場合、費用負担はどのようにしているか
市が負担している。	市が負担している。
水道局が負担している。	交換等必要であれば水道局が負担している。
止水栓が公道上の場合は市、民地内である場合は需要者にて対応しています。	需要者にて負担願っています。
経年劣化等で故障して機能を果たせない止水栓は事業者が負担して交換している。	交換時に必要な補修などは事業者が負担している。
給水管の修繕箇所により費用負担を区分している。 ・第1止水栓：事業者負担 ・第2止水栓：需要者負担（ボックス内）	・メーターボックスの交換：需要者負担 ・土間コン補修：事業者負担 ただし、メーター交換時に必要となった場合に限る。
・量水器交換にかかわらず、量水器の止水栓は水道事業で負担し交換している。（量水器箱は使用者負担） ・理由：止水栓の不良の影響は圧倒的に水道事業が被るため。	・掘削やそれに伴う土間コン等の路面補修は水道事業で負担している。 ・メーターボックスは、できるだけ既設を再利用。作業中に損壊したときは、使用者と都度交渉している。

1. 量水器交換のために止水栓の交換が必要な場合、費用負担（事業者・需要者）はどのようにしているか	2. 量水器交換に伴う止水栓の交換の際にメーターボックス交換や土間コン等の補修が必要となる場合、費用負担はどのようにしているか
量水器交換時に止水栓の不具合が判明し、交換が必要となった場合は、その原因に応じて費用負担を判断している。需要者の故意又は過失により止水栓が破損した場合は需要者負担としているが、経年劣化等による不具合については、原則として町が負担している。	量水器交換や止水栓交換に伴い、メーターボックスの交換や舗装、土間コンクリート等の補修が必要となった場合は、当初の設置状況を基本として費用負担を判断している。需要者の都合により、当初の設置状況から、変更手続きなく無断で構造物の設置や改変が行われており、その影響で追加的な復旧費用が発生する場合は需要者負担としている。一方、通常の維持管理の範囲内で必要となる補修については、原則として町が負担している。
止水栓の交換費用は事業者負担で行っておりますが、止水栓不良や止水栓からの漏水についても事業者負担で行っており苦慮しているため、他事業体の事例を参考にさせていただきます。	事業者負担で行っております。
止水栓代は、個人の負担をお願いしている。	量水器交換に伴う修繕は、町で負担している。
量水器から分水栓までの修繕等は、事業者負担により実施している。 費用負担区分については、一次側を事業者負担、二次側を需要者負担としている。	一次側の修繕費用については、事業者負担としている。 また、コンクリート等の補修については、モルタル等により対応している。 タイル張り及び塗装等が施されている場合は、既存と同等の復旧が困難であることから実施していない。 なお、メーターボックスの交換は行っていない。

情報交換事項③

題名：水道事業の開発負担金等の徴収について

住宅や団地等の宅地開発を行う業者の開発行為に対し、現有の水道施設の拡張が必要になる場合、整備費用は開発者の負担としているが、続けて宅地開発が行われた場合などにおいて、新旧開発者間で負担に不公平が生じるケースがある。

開発者に加入金とは別にそれに伴う水道施設の拡張費用などの負担金を徴収することを検討しているが、公平性の点では妙案が無い。

各自治体の取り組みについてご教示いただきたい。

情報交換事項③ 水道事業の開発負担金等の徴収について

1. 独自の開発負担金制度がある・ない	2. ある場合、制度を策定したときの目的と経緯	3. ある場合、徴収対象者と徴収基準	4. その他、苦勞した点
無	—	—	—
ない	—	—	—
ない	—	—	—
ない	—	—	—
ない	—	—	—
ある	拡張事業に対応するため、大規模水需要者に施設建設費用の一部負担を求めたもの	徴収対象者：開発行為者 徴収基準：1,000㎡以上の宅地造成または一日計画最大給水量が10m ³ 以上の建築物 (1m ³ 当たり42,000円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額。)	拡張事業時代に設定された負担金のため、説明に苦慮する場合がある。
ない	—	—	—
ない	—	—	—
ない	—	—	—
ない	—	—	—
ない	—	—	—

1. 独自の開発負担金制度がある・ない	2. ある場合、制度を策定したときの目的と経緯	3. ある場合、徴収対象者と徴収基準	4. その他、苦労した点
ない	—	—	—
ない	—	—	—
ある	開発に伴う施設整備を受益者に負担いただき、負担の公平性を確保するため。	徴収対象者：開発者 徴収基準（税込） 宅地負担金：（開発面積-1,500㎡）×605円 建築物負担金：（計画戸数-9戸）×88,000円 大口需要負担金：1日最大使用見込量×110,000円	—
特にない	—	—	—
独自の開発負担金制度はありません。			
ない	—	—	—
ない	—	—	ない
ない	—	—	—
ない	—	—	—
ない	—	—	—

1. 独自の開発負担金制度がある・ない	2. ある場合、制度を策定したときの目的と経緯	3. ある場合、徴収対象者と徴収基準	4. その他、苦労した点
ある	拡張工事の原資及び後からの開発等の不公平を減らすため。	計画水量10m ³ /日以上施設が対象	負担金を払ってまで開発する需要者が少なくなり、開発の足かせとなっているのでは無いかと思われる。
ない。すべて開発業者による自費工事とし、完成検査後は市に寄付していただき、その後の管理については市で行っている。	—	—	—
ない	—	—	—
ない	—	—	「開発負担金制度」として公表はしていませんが、民間の開発行為においては工事費用を前納して頂いた後に工事を実施し、完了後に過不足の精算及び、開発者からの権利放棄の手続きをしています。後については通常の本管として取り扱います。 同一路線で同時又は、先の事案の精算前に申込みがあった場合は、双方の開発業者間で調整してもらう他ないと考えます。
ない	—	—	—
開発負担金制度はない。	—	—	—

1. 独自の開発負担金制度がある・ない	2. ある場合、制度を策定したときの目的と経緯	3. ある場合、徴収対象者と徴収基準	4. その他、苦勞した点
ない	—	—	—
ない	—	—	—
ない	—	—	—
ない	—	—	—
ない	—	—	—
「開発負担金制度」として施行されているものはないが、開発行為に際しては、管洗浄にかかる水道代と各種立会および弁操作等にかかる労務費用を監修費として徴収している。 特に要綱等が作成されていないため、開発許可要件での付議のみで運用している。	詳細は不明であるが、確認できる限り、平成21年度時点で徴収していたようである。	洗管水費：流量×排水時間×料金単価 監修費：各種立会@3,000円/人	要綱や内規が整備されていないことから、担当者依存となりやすく、人事異動に伴う引継ぎ等にも弊害が出る恐れがある。
ない	—	—	—
ない	—	—	—

1. 独自の開発負担金制度がある・ない	2. ある場合、制度を策定したときの目的と経緯	3. ある場合、徴収対象者と徴収基準	4. その他、苦労した点
ある	昭和50年代市内において開発地域が多発したため、その地域への給水を円滑にし、その他の地域との負担の公平性を図るため、昭和59年に「開発負担金」の制度と制定している。	徴収対象者：分譲又は賃貸の目的で500㎡以上の土地を造成し、又は引込口径40mmメートル以上の給水管を新たに必要とする規模の造成する場合 徴収：開発有効面積1㎡あたり300円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額	本市では、開発負担金に先駆け、昭和50年に先行投資負担金制度を設けており、課題として提案された「続けての宅地開発（当市の場合では、先行投資の対象とならない宅地造成）」などの際の負担公平性の観点から、昭和59年に開発負担金を策定している。 現状の問題点として、開発負担金は面積に応じて負担をお願いする制度であり、水利用の実情との整合が取れていないことが上げられる。 また、制度策定の経緯が、昭和の開発地域が多発していた時代背景（非採算地域、未普及地域への管路整備をすること）において、既存利用者への公平性を担保することを目的として制度設計されたものであるため、拡張工事が完了し、新たに拡張が見込まれない現状においては、制度自体の再考が必要と考えている。
ない	—	—	—
ない	—	—	—
ない	—	—	—

1. 独自の開発負担金制度がある・ない	2. ある場合、制度を策定したときの目的と経緯	3. ある場合、徴収対象者と徴収基準	4. その他、苦労した点
ない	—	—	—
ない	—	—	—
条例に工事分担金制度が規定されている。	住宅団地等の造成主から、配水管の設置されていない場所等への新たに配水管等の設置を必要とするときは、当該申込者から配水管等施設の設置に要する費用を工事分担金として納入させることができる。	徴収対象者 申込者 徴収基準 当該工事により利益を受ける者の受益を限度として当該工事費用の範囲内	分担金制度は活用した記録がない。 近隣の住民の水圧不足につながりそうな場合は、申込者の負担で必要な工事の施工を条件として給水を認めている。
ない	—	—	—
ない	—	—	—
ない	—	—	—
独自の開発負担金制度は設けていない。	—	—	—
・ない ・開発時に布設した配管のうち公有地、公道へ布設されたものについて、布設後の管理、運営を水道事業で行う旨の承諾を受けるようにしている。	—	—	—

1. 独自の開発負担金制度がある・ない	2. ある場合、制度を策定したときの目的と経緯	3. ある場合、徴収対象者と徴収基準	4. その他、苦労した点
本町において、加入金とは別に徴収する独自の開発負担金制度は設けていない。 一方で、「配水管の整備に関する事務取扱規程」を定めており、給水管の多重化解消等を目的として、将来的に同一系統において新たな宅地開発が行われることが見込まれる場合には、将来需要を考慮した管径による整備を行っている。この場合、将来の開発需要に対応するために必要となる増径分の費用については、町が負担している。 また、複数の開発事業が連続して計画されていることが事前に把握できる場合には、開発事業者間で費用を按分して負担してもらうよう調整を行っている。 なお、これらの対応は将来的な開発計画が事前に把握できる場合に限られるため、開発負担の公平性確保については引き続き課題であると認識している。	—	—	「配水管の整備に関する事務取扱規程」を制定する契機となった事案で、当初一軒家の借家7棟、その数年後賃貸アパート2棟8戸が建設され、それぞれ本管から分岐されている状態であった。その後、新たに賃貸アパート1棟、介護等複合施設が計画されたため、既設の分岐管2本を1本へ集約し、口径を増径する布設替工事を町水道事業で実施した。
独自の開発負担金制度はございません。	—	—	—
ない	—	—	—
ない	—	—	—

情報交換事項④

題名：水道料金の資産維持費の計上について

人口減少に伴い、将来料金収入の減少が想定される中、今のうちから維持更新費を織り込んでおくことで、将来世代に過度な負担を先送りしないようにすることが重要と考えられています。資産維持費についての質問となりますが、「水道料金算定要領」では、対象資産の3%が標準値と示されています。

本市では、近い将来、用水費(県からの購入)の値上げや、昨今の物価高騰等からも料金改定の検討が必要な時期となっています。その中で、将来の更新需要に対して、どの程度備える力を確保するべきか思慮しています。本市としても、3%が理想とは考えますが、値上げ率が格段に上昇することになります。

情報交換事項④ 水道料金の資産維持費の計上について

1. 3～5年間の間に料金改定をした、またはする予定はあるか。	2. 水道料金への資産維持費の計上の有無	3. 資産維持費3%以外を採用された(する予定を含む)場合の理由及び根拠はどのように整理されたか。
未定	無	—
当該期間中の料金改定はしておらず、今後の料金改定時期は未定である。 ※平成31年度に料金改定	有	前回改定時は、改定後の市民負担が大きくなることから、最低限必要となる0.8%とした。
数年以内の料金改定を検討中	現行の水道料金は、計上なし	未定
令和4年度に料金体系等を経営審議会に諮り、令和7年度4月に改定実施。	有	支払利息と同程度として設定し、維持率は0.7%となった。
料金改定予定 有	詳細は検討中	詳細は検討中
令和2年10月に料金改定を実施	有	目標とする内部留保資金を確保するために、1.4%を採用した。
令和7年4月使用分から改定した。改定率が約20%となることから、緩和措置として3年（令和7年～令和9年）をかけて段階的に引き上げる措置を講じた。	あり。 資産維持率を3%として計上した。	—

1. 3～5年間の間に料金改定をした、またはする予定はあるか。	2. 水道料金への資産維持費の計上の有無	3. 資産維持費3%以外を採用された(する予定を含む)場合の理由及び根拠はどのように整理されたか。
経営戦略において、令和11年度に水道料金改定の必要性を検討することとしている。	今後検討する。	—
令和10年度からの県広域水道の料金改定にあわせて、市の料金改定を検討している。	料金の値上げ率を考慮すると、3%の計上は困難と考えています。	理由や根拠の整理はなかなか難しいと思いますが、国の財政支援拡大への期待や、施設更新時期の見直しなどが挙げられると思います。
令和6年6月に料金改定しました。	資産維持費1.5%	3%では市民の負担が大きすぎるため、今後10年維持できる最低ラインとして選択した。
していない	あり(0.4%)	対総資産の0.4%を計上した
ない (最終改定 平成12年4月)	無 (左記料金改定時の算出にあたり、事業計画、収支計画、水需要等による必要経費を踏まえる中で、算出根拠の一つであるが、割合等の詳細は不明)	—
令和4年7月10% 令和6年4月26%(令和4年の10%を含む段階的) 令和11年度前後に料金改定予定あり	「資産維持費」として明確な計上は無し	—

1. 3～5年間の間に料金改定をした、またはする予定はあるか。	2. 水道料金への資産維持費の計上の有無	3. 資産維持費3%以外を採用された(する予定を含む)場合の理由及び根拠はどのように整理されたか。
令和9年4月1日改定に向け検討中である。	有	資金収支方式における資産維持費相当額を、総括原価方式で確保とした。(1.27%)
令和7年4月に料金改定を実施	資産維持率を指定しての計上は行っていない。 経営目標を満たす条件で改定率を決定したところ、結果的に資産維持率は0.8%となった。	経営目標 ・ 経常収支比率が100% ・ 料金回収率が100% ・ 10年後の内部留保資金が残高10億円以上
過去3～5年間の間に料金改定を行っておりません。	—	—
確定していないが、改定に向けて検討を進めている。	有	資産維持費3%とすると、急激な値上げ幅の料金改定となり、市民生活に大きな影響を与えてしまうため。
検討の予定あり	なし	水道料金策定要領
予定あり	なし	—

1. 3～5年間の間に料金改定をした、またはする予定はあるか。	2. 水道料金への資産維持費の計上の有無	3. 資産維持費3%以外を採用された(する予定を含む)場合の理由及び根拠はどのように整理されたか。
料金改定の検討中。	現行の水道料金に資産維持費の計上はしていないが、改定予定の水道料金は、計上する予定である。	改定予定の水道料金では、今後30年間の投資・財政計画を基にどれだけ費用が必要となり、財源不足となるかを予測し、足りない財源に対し、企業債の借入方針（企業債残高対給水収益比率190%以内）により借入れ、なお足りない部分について、総括原価に算入すべき資産維持費（資産維持率0.6%）とする予定である。
令和7年度に審議会から答申を受け、改定時期を検討中。	有	資産維持率を3%とした場合、大幅な料金の値上げをせざるを得ない場合も想定されるため、段階的に料金改定を行い、計画的に内部留保の充実を図っていく。
今年度料金改定を行うため、5年後に見直す予定はある。	試算維持費の計上は無い	無し
有	無	当市でも資産維持費を考慮した場合値上げ率が大幅に増幅してしまいます。有効な検討方法がありましたらご教授お願いします。
予定はない	現在の水道料金は、資産維持費を考慮していない	—
なし	—	—
検討中	—	—

1. 3～5年間の間に料金改定をした、またはする予定はあるか。	2. 水道料金への資産維持費の計上の有無	3. 資産維持費3%以外を採用された(する予定を含む)場合の理由及び根拠はどのように整理されたか。
料金改定を予定している。	水道料金算定要領に基づく算定を行い、資産維持費についても計上する必要があると考えているが、当市内には市営水道の他に、別の水道事業者（県営水道）が事業運営しているため、現実的には料金バランスを考慮する必要があり苦慮している。	基本的に要領に準拠し標準値を採用した改定が説明がしやすいと考えるが、使用者負担が過大となる見込みもあることから、現状では整理はついていない。
有 (令和8年7月使用分から)	有	本市では、令和8年度料金改定に向けた算出の際に、市民負担を最小限とすることを念頭に検討し、経営戦略（10年）の収支計画において最低限黒字で経営可能なラインを目指して、資産維持率0.7%を採用しました。
令和7年10月1日に料金改定を実施した。	資産維持率2.5%にて資産維持費を計上。	料金算定期間中に回収を見込んでいる総括原価より、営業費用を差し引いて資産維持費を算出し、償却対象資産より資産維持費を除し資産維持率を算出。
予定なし	無し	—
令和5年1月に基本水量を0 m ³ とする改定を実施。	無	—

1. 3～5年間の間に料金改定をした、またはする予定はあるか。	2. 水道料金への資産維持費の計上の有無	3. 資産維持費3%以外を採用された(する予定を含む)場合の理由及び根拠はどのように整理されたか。
改定していないが、今年度策定中の経営戦略において今後の改定について検討中	無	—
前回、平成26年度に改定を行い、現行の運用。 昨今の物価上昇を踏まえ、次回改定は、収益的収支が損失に移行すると予想される令和12年頃を予定している。	現行では計上していない。 次回は計上を考えているが、標準値とされている3%は厳しいところ。	経営戦略において1.0%か1.5%程度が妥当と考えている。 3.0%以外を採用された場合の根拠と数値をご教示いただきたい。
料金改定も視野に入れているが、検討中で具体的時期は未定	無し	—
令和5年度に料金改定を行った。また、現在次期料金改定に向けた事務的準備を行っている。(R10.2.1改定予定)	令和5年度の料金改定まで資産維持費の算入はしていない。また、次期料金改定時に算入するかどうかは、現段階において具体的な検討を行っていない。	—
令和8年度に経営審議会を開催し、料金改定についての答申をもらう予定としている。	市長協議及び経営審議会において、資産維持費も計上した料金改定率を提示する予定。様々なシミュレーション結果を示し、総合的に検討を重ねる予定。	現時点では、不採用の場合、あるいは採用する場合、何%とすべきかを数種類シミュレーションを作成し、検討することとしている。ただし、現時点では、建設改良費の推移を考慮し、また料金改定率への影響度が大きくなりすぎることがないように1%程度のシミュレーションまでとしている。

1. 3～5年間の間に料金改定をした、またはする予定はあるか。	2. 水道料金への資産維持費の計上の有無	3. 資産維持費3%以外を採用された(する予定を含む)場合の理由及び根拠はどのように整理されたか。
未定	無	現在の算定要領では、資産維持費を総括原価に組み込むこととなっているが、本市において、平成23年度に料金改定を行った当時は、資本に対する適正な利潤として算定し、そこから再投資することを目的とした資本報酬として自己資本の年3%相当額として算定した。
令和7年10月に料金改定実施済み	有	3%ありきではなく、料金算定期間において、更新工事を実施するために必要な利益（財源）を試算し、経常費用とは別の費用（資産維持費）として整理した。
する予定である。	有	今回は10年ぶりに審議会を開催し、料金改定に踏み切った。3%で試算すると料金単価の上昇率が尋常ではなく、水道事業維持どころの話ではなく、物価高騰等の家庭等への影響を考慮し、今回は改定率が20%を越えない程度の試算とし、資産維持費を0.1%として計算した。
今後5年以内に改定予定	未定	-

1. 3～5年間の間に料金改定をした、またはする予定はあるか。	2. 水道料金への資産維持費の計上の有無	3. 資産維持費3%以外を採用された(する予定を含む)場合の理由及び根拠はどのように整理されたか。
令和8年10月改定	無	－
無。	無。	－
令和9年度中に改定予定。	あり(3%)、水道料金算定要領を基礎として改定に向け取り組んでいる。	－
未定	なし	－
ある。	計上予定	経営戦略にて、改定率が示されており、改定率にあわせるが、資産維持費はかなり低くなる見込み。
令和7年4月1日に料金改定	無	財政収支計画において、料金算定期間の5年間(令和7年度～令和11年度)の収益的収支の単年度決算が赤字とならないよう料金設定を行った。
令和6年度の15%の料金改定後、5年後をめどに10%の改定を予定しており現在、審議会にて審議中。	無	資産維持費は計上していないが、施設更新費用に物価高騰率として1%を加算している。

1. 3～5年間の間に料金改定をした、またはする予定はあるか。	2. 水道料金への資産維持費の計上の有無	3. 資産維持費3%以外を採用された(する予定を含む)場合の理由及び根拠はどのように整理されたか。
本町においても、人口減少に伴う料金収入の減少や施設・設備の更新需要の増加、物価高騰等を踏まえ、水道料金の改定について検討を行っているところである。しかしながら、現時点では具体的な改定時期や改定率は決定しておらず、料金算定方法についても引き続き検討を進めている状況である。	本町では、現時点において資産維持費を水道料金へ計上するかどうかについては決定していない。今後、近隣自治体の動向や料金改定の事例等を参考としながら、本町の実情に応じた検討を進めていく考えである。	—
当市は令和7年4月1日より平均30.09%の値上げ改定を行いました。	無	—
無	無	—
改定をした。	有	—

情報交換事項⑤

題名：給水装置工事の標準的な申請書について

令和8年3月30日付国水第519号「給水装置工事申請書の標準的な様式について」にて今後の広域化を見据えた業務の標準化や、電子申請等による効率化を図るため、申請書の標準的な様式が提示された。

当該様式の採用についての意向や課題について共有したい。

令和8年3月30日付けで国交省より「給水装置工事申請の標準的な様式について」が通知されました。国交省はこれを地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言としており、早急な標準化を促すものではないと思われますが、当方は広域化検討の最中にあり、その中で給水装置工事申請の様式統一が提案されたばかりです。

つきましては、メンバー都市におかれ、標準化の検討を行われておられるか、標準化について、どのようなご意見をお持ちかをお伺いしたい。

情報交換事項⑤ 給水装置工事の標準的な申請書について

1. 様式の採用を考えているか。(Y/N)	2. 採用に当たっての課題（項目の過不足等）とその理由	3. 採用に当たっての課題（2以外）とその理由	4. 現在使用している給水装置工事申請書の様式を提示してください。 ※4の質問は、本会の報告に差し支えなければよいです。	5. 給水装置工事申請書の周辺事業者との標準化の検討状況について	6. 給水装置工事申請書の周辺事業者との標準化へのご意見
はい	無	無	添付いたします。	無	無
いいえ 現時点では考えていない。	—	—	—	—	—
検討中	当市の申請書について、独自の記入項目が多くある。	—	—	周辺事業者との意見交換会開催を検討中	—
いいえ	—	—	—	今段階での採用予定はありません	—
検討中	当市の申請に必要な項目がなかったり、文言が相違したりするので、様式を修正しなければならないため、元のままでもよいのではないかという考え方もある。	—	別紙参照	左記に記載	—
いいえ	—	—	HPに掲載	これからの検討課題と考えている。	これからの検討課題と考えている。

1. 様式の採用を考えているか。(Y/N)	2. 採用に当たっての課題（項目の過不足等）とその理由	3. 採用に当たっての課題（2以外）とその理由	4. 現在使用している給水装置工事申請書の様式を提示してください。 ※4の質問は、本会の報告に差し支えなければよいです。	5. 給水装置工事申請書の周辺事業体との標準化の検討状況について	6. 給水装置工事申請書の周辺事業体との標準化へのご意見
はい	検討中	検討中	別添のとおり	今後、情報交換を行う予定である。	今後、情報交換を行う予定である。
現時点での採用は「いいえ」 既存様式による運用に大きな支障がないことから、直ちに移行する予定はない。 一方で、今後の広域化および電子申請対応の動向を踏まえ、必要に応じて検討していきたい。	現在使用している様式や運用との整合を図る必要がある。	運用にあたり、指定給水装置工事事業者への周知及び変更への準備対応が、一定期間必要となる。	HPに掲載	現時点では、周辺事業体との具体的な標準化の検討は行っていない。 今後、広域化や事務効率化の動向を踏まえ、必要に応じて情報共有及び検討を行っていきたい。	業務の効率化や事務の統一化の観点から、標準化は有効な取組であると考ええる。 一方で、各事業体における運用方法や確認事項に差異があることから、実務面での調整や十分な検討が必要であると考ええる。
いいえ	—	—	ホームページからダウンロードして下さい	検討されていない	将来的には、標準化を進めていくべきだと思います
いいえ	—	—	—	未検討	—
はい（検討中）	項目の不足（決裁押印欄や手数料・加入金記入欄など）	—	可	検討していない	例えば、統一様式を含め窓口対応などの標準化のため、県単位などで要綱の統一化を図るなど
現在検討中	・採用するにあたっては、記載項目の不足(手数料領収欄など)があるため、標準様式に項目を追加して使用することになる。	・現在の申請書はB5サイズの袋状(中に図面や資料を入れるため)であり、申請書のサイズおよび図面等の保管方法が変わるため、新たなキャビネットの用意等、保管方法の検討が必要になる。	・別紙の通り。	・標準様式を採用するかは現在検討中である。周辺事業体との標準化（統一化）は特に考えていない。	・今後、業務の効率化のため電子申請システムの導入を検討する必要がある。導入する際には、入力項目など周辺事業体との標準化が必要と考えている。
はい	給水条例施行規則の改善が必要	周辺事業体にあわせたい	別紙	未検討	—
いいえ	現在使用している様式で不足する項目がないため。	—	—	今のところ検討していない。	国交省にならい標準化することは考えてもよいと思うが、各事業体により表記したい項目等もあると思われるので、一概に合わせるのは難しいと考える。

1. 様式の採用を考えているか。(Y/N)	2. 採用に当たっての課題（項目の過不足等）とその理由	3. 採用に当たっての課題（2以外）とその理由	4. 現在使用している給水装置工事申請書の様式を提示してください。 ※4の質問は、本会の報告に差し支えなければよいです。	5. 給水装置工事申請書の周辺事業体との標準化の検討状況について	6. 給水装置工事申請書の周辺事業体との標準化へのご意見
検討中	特になし	—	—	検討中	特になし
はい 採用を考えています。	標準的な様式のため、当市が必要とする項目がすべて網羅されているとは限りませんが、過不足な情報につきましては添付書類等で対応を検討しています、	広域化の推進の一環として、近隣の事業体とのソフト連携として採用を進めていますので、調整に時間を要するのが課題となります。	提示します。	広域連携の推進として、国の標準様式の採用を近隣の自治体と進めています。令和8年9月頃より移行期間として採用し、令和9年度より本採用を目指しております、	県内では、令和8年度より県の標準様式を採用している事業体があります、その中で、安中市では国の標準様式を採用することを決めました。今後、群馬県内では県と国のどちらかの標準様式に統一されるのかに留意しています。
いいえ	—	—	県内標準様式を提示する。	様式の標準化は検討済みであり、令和8年4月1日から運用開始している。	全国標準が理想であるが、すでに運用している様式からの変更は、給水装置工事事業者からの反発や、標準化のためのすり合わせが煩雑であり、長期間にわたる協議・調整が必要である。広域化の範疇で考慮するのであれば、各都道府県単位の標準化でも十分である。電子申請を推進するのであれば、様式標準化の検討はあまり必要がないのではないかと。
いいえ	採用を考えていない	採用を考えていない	別添	なし	なし
いいえ	特になし	—	—	未検討	—
いいえ	・項目の違いが多数 ・4枚複写式の残る3枚の様式作成	・例規改正 ・事務運用の大規模な変更	—	特になし	現状では必要性を感じない。
いいえ	自治体ごとに設計基準が異なるため、様式の記載内容の調整が難しいと思われる。	—	別添のとおり。	行っていない。	異論無し。

1. 様式の採用を考えているか。(Y/N)	2. 採用に当たっての課題（項目の過不足等）とその理由	3. 採用に当たっての課題（2以外）とその理由	4. 現在使用している給水装置工事申請書の様式を提示してください。 ※4の質問は、本会の報告に差し支えなければよいです。	5. 給水装置工事申請書の周辺事業体との標準化の検討状況について	6. 給水装置工事申請書の周辺事業体との標準化へのご意見
はい	広域化ではないが、災害時の応援に対応するため、様式の統一が必要と考える。	無し	無し	無し	無し
いいえ	現在採用している様式は、上下水一体で記入し申請できるため、水道のみの申請書では対応できない。	本管よりの引込管位置、宅地内での配管状況がわかる図を記入する場所がない。	—	現時点では行っていない。	今後の動向を注視したい。
いいえ これから検討の段階	—	—	—	県による上下水道広域連携推進計画を検討しており、その中の取組む事業で、給排水設備更新事務の共同化を検討している。 申請書の標準化についても協議項目になる予定	自治体によって申請書の記載内容が違いすぎて、統一化には困難が予想される
いいえ 電子申請を導入済み	現在使用している申請書で問題は無いため	特になし	ホームページで公開しています	協議はしていない	特になし
いいえ	—	—	—	なし	どのようなことが課題となっていくのか勉強させていただきたい。
未定	給水装置工事事業者への周知方法（説明会の開催等が必要）	広域化の検討を進めている周辺水道事業者との調整	別添のとおり	周辺水道事業者と広域化の検討を進めており、様式の統一についても検討しているが、標準様式を採用するかどうかは未定。	給水装置工事事業者は複数の給水区域にまたがって営業することが通常であるため、申請者の負担軽減のためにも標準化は基本的に必要と考えている。
いいえ	様式にない項目は余白又は備考欄に記載することができるとのことであるが、スペースが狭いため既存の内容を追加すると別紙で対応する必要があるため。	—	別紙のとおり	検討していない。	事務処理方法が自治体によって異なる（外部委託の有無等）ことから、複数自治体の要件を反映させた標準化様式となると、その自治体では不要となる項目もあることから、周辺自治体との標準化は難しいと考えている。

1. 様式の採用を考えているか。(Y/N)	2. 採用に当たっての課題（項目の過不足等）とその理由	3. 採用に当たっての課題（2以外）とその理由	4. 現在使用している給水装置工事申請書の様式を提示してください。※4の質問は、本会の報告に差し支えなければよいです。	5. 給水装置工事申請書の周辺事業体との標準化の検討状況について	6. 給水装置工事申請書の周辺事業体との標準化へのご意見
いいえ	当市では令和6年10月付で給水装置工事申込書の様式を変更している。これは企業団との経営統合検討時に統合後の運用を見据えて検討し、企業団の様式に類似するよう調整したものである。よって、今後しばらくは企業団・近隣事業体の動向を注視していく。	現在は様式変更から間もないことから、早期に再度変更することは給水装置施行申込み・手続きに混乱が生じる可能性がある。	添付	特になし	当市では令和6年10月付で給水装置工事申込書の様式を変更している。これは企業団との経営統合検討時に統合後の運用を見据えて検討し、企業団の様式に類似するよう調整したものである。広域化の検討時に、施行基準の統一とあわせて申請書の標準化を行うことも考えられる。
いいえ 現段階では考えていない。	課題等は特にない。	—	別添資料	広域化を具体的に進めていないため、周辺自治体と標準化について検討していない	広域化を具体的に進めていないため、周辺自治体と標準化について検討していない
いいえ	現在運用している工事申込書には、同意欄が設けられているが、標準様式は別紙対応となるため、承諾記載事項等の調整が必要となる。	—	—	現在のところ、周辺事業体との検討は行われておらず今後の検討課題にはなると思われる。	左記のとおり、検討がまだ行われていないため意見については差し控えさせていただきます。
いいえ	独自で作成している項目の反映や、申請受付後の独自処理等の方法が課題	将来的に電子申請を可能とする際の体制が課題	可	なし	取りまとめる事業体が必要
いいえ 県内他市町の動向を確認しながらではあるが、現在のところ採用は考えていない。	従来の様式で満足している。標準様式は1枚完結を目指しすぎているため、情報量が多すぎることに加えて単純に文字数が多いことと小さく非常に見づらい。	・料金賦課にかかる情報欄がない。（使用料請求先等） ・量水器に関する情報が煩雑。（口径、検満期、検針月等の追記が多くなる。） ・加入金にかかる項目がない。	別添参照	県を中心として広域化にかかる協議を進められている。 （広域化推進プラン） 全県1水道を将来的な理想としたプランであり、当面は令和14年度を目処に、県内水道事業の広域化を段階的に進められている。	標準様式に不足する部分は何かしらの提出資料等により補足することになるかと思うが、各市町村で止水栓やメーターボックスの仕様等を含め運用方法が異なる部分が多くあることからより複雑化しかねないと危惧される。
試行中である。	現在、試行中であるため、具体的なものはない。	指定給水工事事業者と連携ができるか課題である。	—	指定給水工事事業者へ周知はしているが、標準化は難しそうである。現在、試行中。	標準化できれば便利である。

1. 様式の採用を考えているか。(Y/N)	2. 採用に当たっての課題（項目の過不足等）とその理由	3. 採用に当たっての課題（2以外）とその理由	4. 現在使用している給水装置工事申請書の様式を提示してください。 ※4の質問は、本会の報告に差し支えなければよいです。	5. 給水装置工事申請書の周辺事業体との標準化の検討状況について	6. 給水装置工事申請書の周辺事業体との標準化へのご意見
いいえ	—	—	HPで公開している。	行っていない。	当市外の指定工事店が大半なので、標準化になることは望ましいと考えるが、各自治体で記載内容に差があるので、折り合いがつかどうかの不安がある。
いいえ 今のところは、検討していない	—	—	申請書と給水台帳を兼ねた様式としている。	電子申請受付システムについて他都市との共同化（仕様）の研究を始めたことにより、各様式の統一は必要と考えている。	—
はい	工事種別の修繕が無い	近隣市と様式統一に向けての調整	—	令和8年度7月頃に近隣3市で標準化の検討打合せ実施予定	申請書は統一方向であるが別紙が増加すると思われる
はい	工事工種については、独自に定義している種別があるため、整理と見直しが必要。	排水設備工事の確認申請についても併せて改定したいが、国交省からの動きがない。	添付のとおり	現時点では議題に上がっていない。	—
いいえ	—	—	—	行っていない	具体的な広域化の形が見えない中ではメリットを感じない。
いいえ	申請書を当町へ提出する指定業者は、町内のみで工事を行っている業者がほとんどであり、他市町に提出することがないため、必要性を感じない。	—	—	考えていない。	特になし
いいえ 現時点で採用は考えていない	採用を検討していないので意見なし	現在の様式は、事務の効率化を図るため変更をしたばかりであり、標準様式の採用は考えていない。	必要があれば個別の対応をお願いしたい。	周辺事業体との検討は行っていない	周辺事業体と意見交換は行っていない
いいえ	不足する項目は追記するとなっているが、本市の現在の様式にない項目が多数ある。	—	別紙のとおり。	無。	無。

1. 様式の採用を考えているか。(Y/N)	2. 採用に当たっての課題（項目の過不足等）とその理由	3. 採用に当たっての課題（2以外）とその理由	4. 現在使用している給水装置工事申請書の様式を提示してください。 ※4の質問は、本会の報告に差し支えなければよいです。	5. 給水装置工事申請書の周辺事業体との標準化の検討状況について	6. 給水装置工事申請書の周辺事業体との標準化へのご意見
いいえ（まだ、県では標準様式が定められていない。）	国交省が示した標準的な様式では、添付書類が多くなるのではないかと考えているため。	添付書類を極力なくするような様式を望んでいる。	—	県主導で標準様式の導入検討が進められている。	・周辺事業体の意見は聴取していない。 ・水道事業が広域化された段階で県標準仕様を使用するよう考えている。
はい 採用する方向で検討中	現様式と承認通知方法等が異なるため、検討中。	—	—	特にありません。	特にありません。
現在検討中である。	—	—	添付済。	現在検討中である。	現在検討中である。
いいえ 現在のところ、標準様式の採用は考えていない。	課題なし。	課題なし。	—	県内では市町を6つのブロックに分けて広域連携を進めているが、当該申請書の統一は現時点で検討議題には上がっていない。次回検討会で意見を伺う予定である。	特に意見なし。
はい	・工事種別、建物用途、同意承諾を一部変更 ・メーターの取付、取り外しの追加 ・添付書類のチェックと工期の記入を備考欄に追加	・使用材料表等を別に作成する必要がある。	・現在の様式及び新様式（仮）を添付する。 ・新様式（仮）は検討のたたき台であり、採用を決定しているものではない。	・統一化検討の呼びかけは行っているが、実現には至っていない。	・給水装置工事の申請者にとっても、水道事業体にとってもメリットは大きいと思う。各事業体で給水装置への規程やら制度やらが多少違いがあるので、協議する事項は多々あると思うが。

1. 様式の採用を考えているか。(Y/N)	2. 採用に当たっての課題（項目の過不足等）とその理由	3. 採用に当たっての課題（2以外）とその理由	4. 現在使用している給水装置工事申請書の様式を提示してください。 ※4の質問は、本会の報告に差し支えなければよいです。	5. 給水装置工事申請書の周辺事業体との標準化の検討状況について	6. 給水装置工事申請書の周辺事業体との標準化へのご意見
いいえ 現時点では採用を予定していない。 国土交通省が示した標準様式の給水装置工事申請書には、位置図や写真、図面等が含まれておらず、詳細な部分の確認ができない。今後、広域化の進展に伴い様式統一の必要性が高まった場合には、標準化への対応が必要になるものと考えている。	標準様式のみでは給水装置工事の内容を十分に把握できない。本町では、工事内容や施工箇所等の詳細が確認できる資料を併せて提出させており、申請内容の審査や管理に活用している。そのため、詳細資料（図面等）の添付も標準書式へ追加する必要があると考える。 また、電子申請については業務効率化が期待される一方で、添付資料の不足や入力漏れ等を見落とす可能性があり、その都度確認作業が発生することが懸念される。特に緊急案件については、確認漏れが生じた場合の影響が大きいと考えられる。	—	別添のとおり	現時点において、周辺事業体との給水装置工事申請書の標準化について具体的な検討は行っていない。	現時点において、周辺事業体との給水装置工事申請書の標準化について具体的な意見は伺っていない。
いいえ 採用の検討は行っておりません。	申請書から竣工検査申請書を1式まとめているため分散が必要となります。	竣工検査申請書、同意承諾書等を別途作成する必要があります。	—	検討しておりません。	特にありません。
いいえ 本町は、様式の指定していない。 （その他の市町村に提出している様式）	—	—	—	—	—
いいえ	課題：項目の過不足 理由：各事業体の運用実態が異なることで、必要とする情報や審査項目が独自に存在するため、標準様式だけでは運用ができない。	課題：移行期間中の混乱等 理由：国の通知では、技術的助言であると述べているため、標準様式を採用する事業体と、採用しない事業体が混在してくる。	—	まだできていない	周辺事業体との標準化については目指したいと考えている。指定給水装置工事事業者の負担軽減などのメリットもあるため、今後周辺事業体と慎重に議論を重ね、統一の可能性を見出すことができれば、それを目指したい。

情報交換事項⑥

題名：解体業者による無届けの給水装置撤去等について

給水装置を新設・改造・修繕・撤去する場合には、指定工事店が申請をし、承認を受けた上で施工することとなっているが、解体業者が無届けで家屋を解体し、水道メーターを紛失するケースがあった。

情報交換事項⑥ 解体業者による無届けの給水装置撤去等について

1. 家屋の解体等により、指定工事店以外の業者が給水装置を撤去等した場合、どのような対応をしているか	2. 指定工事店ではない業者に対するPRはどのようにしているか
事例はありませんが、当町の対応としては、家屋の解体依頼者に請求等を行うことになっています。	広報やHPでPRしていましたが、見ない業者がいますので、当町では、役場に取り壊しの問い合わせや申請等があれば上下水道係に連絡が来る体制となっています。
当市では、無届工事による給水装置（量水器）の撤去事例はなく、対応事例はない。	特になし
所有者に対し、給水撤去申請書を提出してもらうよう依頼する。また、解体等によりメーターを紛失した場合についても所有者に対し費用を請求する。	給水装置の撤去を行う場合、原則配水管からの分岐部分で閉栓することを長年継続しており、市内で解体を行う業者も給水装置の取扱いについて把握しているためPRは行っていない。
建築基準法に基づく建築物除却届の提出があった場合は、解体業者に対し指定工事店以外の施工は認めないこと及び廃止届の提出について連絡し、指定工事店以外の施工がないよう対応している。無届けの解体については把握していない。	特にしておりません
当市でも対応に苦慮している	申請がでてこないと対応は難しい
ケースによって法律の専門家に相談している。場合によって条例等に基づき指導、是正、請求することもある。	市ホームページに「指定給水装置工事事業者のみが市内給水装置工事を施工できる」ことを掲載している。

1. 家屋の解体等により、指定工事店以外の業者が給水装置を撤去等した場合、どのような対応をしているか	2. 指定工事店ではない業者に対するPRはどのようにしているか
解体業者に対し、指定工事店より給水装置工事の撤去申請を提出するよう指導している。	PRはしていない
無届工事が発覚した時点で、解体業者あるいは土地所有者（解体依頼者）に対し、指定給水装置工事事業者に依頼のうえ、適切に撤去・復旧等の対応を行うよう指導している。 また、当市一部地区においては加入金を徴収しているが、メーターの紛失等が生じた場合において、当該土地において新たに給水を受けようとする場合は、新規の給水申込みとして取り扱い、加入金を改めて徴収している。	水道法の趣旨に基づき、ホームページ等で給水装置工事は指定給水装置工事事業者による施工および適切な手続きが必要である旨の注意喚起を行っている。
水道メーターを返却してもらっている	特に行っていない
近年では事例がないが、撤去状況を確認し、必要に応じて指定給水装置工事事業者を用いて適正な撤去状態とするよう指導する。また、市給水条例に則り無届での施工に対し過料の請求を実施する。	市ホームページによる
事例はない。撤去してしまった場合は無届工事となるため、給水条例違反となり過料処分の対応となる。	指定工事店ではない解体業者などが、給水管の事前調査のため窓口へ来所した場合には注意を促している。

1. 家屋の解体等により、指定工事店以外の業者が給水装置を撤去等した場合、どのような対応をしているか	2. 指定工事店ではない業者に対するPRはどのようにしているか
家屋の解体等により、指定工事店以外の業者が給水装置を撤去したことが発覚した場合は、施工業者もしくは土地所有者に連絡し、直ちに指定工事店を通じて給水装置撤去工事申込書を提出し、指定工事店が施工するよう指導している。	市のホームページ及び水道部が発行している広報紙「水道だより」にて、建物等の解体に伴い水道管を撤去するときは必ず指定工事店に依頼するよう周知している。
未届出であるため、解体している事の発覚は、解体工事完了後の水道使用中止依頼の時になる事が多く、解体業者、その元請又は、所有者へ指導できていないのが現状です。解体作業中、管を破損させた等で発覚した場合は指導を行いますが、改造申請されないまま解体作業が完了している事が多いです。	現状PRは行っていません。
当水道部では水道メータ前後に止水栓を設置しており、道路（1次）側の乙止水栓にはピンを刺して使用する仕様（ピンを保持していない解体業者ではメータの取り外しができない構造）であるため、解体業者等により止水することは通常不可能となっている。 併せて、家屋の解体等を行う場合には、その内容に応じて指定工事店経由で給水装置の改造申請をするように解体業者等には案内している。 また、無断工事により水道管に損傷を与え、水道水を損失させた場合には、折損時間・折損管口径等を調査したうえで損失料金を徴収する。 メータについても紛失した場合には、口径による弁済代金の徴収を行う。	水道部庁舎内に張り紙をし、不動産業者や土木業者に周知を行っている。

1. 家屋の解体等により、指定工事店以外の業者が給水装置を撤去等した場合、どのような対応をしているか	2. 指定工事店ではない業者に対するPRはどのようにしているか
無申請での撤去が確認できた場合、指定工事店による申請及び撤去工事を行うよう口頭で指導する。	指定工事店による申請、作業を行うように指導する。また、資格者がいる場合は指定工事店に登録するよう促す。
本市では、解体業者と撤去工事を行った指定店以外の業者に再発防止に努めるよう指導しております。検査員（職員）による現地調査も行い配管状況などを確認いたします。	—
改めて解体業者から指定工事店に給水装置の撤去依頼をしてもらい、指定工事店が現場確認により改造工事申請を行い、指定工事店による無届業者の不適切な作業の有無を確認し、不適切な作業があった場合はそれに対する改善後に、市職員による完了検査を受けるよう指導する。 また、指定工事店以外の業者が給水装置を紛失した場合、紛失時から直近で購入した水道メーター（量水器）の価格を紛失させた業者にメーター破産負担金として請求している。	無届けでの給水装置工事や、指定給水装置工事事業者以外の施工は条例違反である旨をホームページで周知している。
指定工事店にて撤去するよう指導している。	PRしていない。
解体業者から指定工事店へ修繕または撤去の工事を依頼し、給水装置の工事として行政へ届け出してもらう。	取組なし

1. 家屋の解体等により、指定工事店以外の業者が給水装置を撤去等した場合、どのような対応をしているか	2. 指定工事店ではない業者に対するPRはどのようにしているか
本市も本来であれば、指定事業者からの申込、承認のうえで施工することになっているが、メーター2次側の無届けによる撤去は黙認する運用としている。 メーターの撤去まで行われた場合は、解体業者に対し、水道メーターの返却を求める。また、水道メーターを紛失した場合は、損害額を請求する。	特になし
指定工事店による撤去申請提出を指導する。	市HPに指定工事店制度を掲出し周知している。
廃止するまでは量水器は貸与しているため、所有者に弁償を求めている。	指定工事店以外には特に行っていない
家屋の解体等による業者が把握できるのであればその業者へ連絡し、その後の対応について話し合う。ただし、業者を特定できない場合には対応できない状況となる。	特にPRはしていない。
所有者に確認し、ケースごとに対応している 中止の場合は、給水装置の現状復旧を求めている 廃止の場合は、所定の届出書を提出がされれば、現状復旧は求めている	特にしていない

1. 家屋の解体等により、指定工事店以外の業者が給水装置を撤去等した場合、どのような対応をしているか	2. 指定工事店ではない業者に対するPRはどのようにしているか
水道を使用し解体していた場合は、水道使用者へ聞き取りし、撤去を認めた場合、原因者負担で復旧してもらう。 撤去時に漏水を発生させた場合も同様に原因者負担で復旧する。 解体業者が認めない場合は、次の使用者（建築主など）が直している。	特になし
本市では給水装置の撤去の申請を求めています、解体に伴い1次側を損傷させた場合は修理費等を請求している。	特になし
現状では対応ができていない。	現状で周知は行っていない。
確認できた事案については、指定工事店から再施工してもらうよう指示を行っています。	特にPRは行っていないですが、当該業者へ直接指導を行っています。
問合せがあった場合、水道法（16条の2）に基づいて指定給水装置工事事業者に施工してもらうよう指導しております。その際、水道メータの紛失があった場合、償金の請求をしている。また、解体等が原因による漏水等水道の破損等が生じた場合、原因者修繕（原因者が指定給水装置工事事業者を用意できなかった場合、局修繕契約業者が施工して後日請求）している。	市ホームページ「給水装置の新設、改造工事等を行うときは申込みが必要」や市広報物などで給水装置の新設、増設、改造または撤去の工事を行うときは、上下水道局が指定する指定給水装置工事事業者に依頼をするよう、広報に努めている。
そのような事例はない。	窓口やホームページにて、給水装置工事については指定工事業者で行うように周知している。

1. 家屋の解体等により、指定工事店以外の業者が給水装置を撤去等した場合、どのような対応をしているか	2. 指定工事店ではない業者に対するPRはどのようにしているか
無届工事に関しては把握が困難なため事後の対応となるが、判明した時点で、施主の責任において指定工事業者に依頼して現状復旧等の工事申請を行うように指導している。	ホームページ等で、給水装置工事を行う場合は必ず指定給水装置工事業者で施工するよう啓発している。（指定工事業者ではない業者に対するPRは行っていない。）
嚴重注意を行い、場合によっては修理にかかった材料の返却を求めることがある。	わかった段階で嚴重注意をしている。
家屋の解体等による給水装置の撤去被害があった事案がないが、当該事案が発生した場合、業者に対して顛末書の提出や指導という流れになると思われる。	-
解体業者の責任であるため、解体業者に負担してもらっている。	事前に現場で指導している。
同様に苦慮している。 現在、水道の無断使用を行った者に対し、注意文の送付を検討しており、注意文の通知を行っても、同一事業者の無断使用が続き改善が見られない場合は、過料を科す方向で検討する予定である。	解体申請を受付ける担当部署に依頼し、解体工事に伴い、給水工事の届け出が必要な旨を記載したチラシを渡している。しかし、あまり効果はないのが実情です。
所有者にメーターの残存価格の費用を請求する。	ホームページにて改造等の申請が必要であることを表示している。

1. 家屋の解体等により、指定工事店以外の業者が給水装置を撤去等した場合、どのような対応をしているか	2. 指定工事店ではない業者に対するPRはどのようにしているか
貸与品であるメーターの管理義務を怠ったことに起因する紛失であるため、本市の給水条例に基づき、水道使用者等（水道の使用者または管理人または給水装置の所有者）に対して、損害賠償請求を行っている。	解体時、水道の開栓を行う際、解体業者に案内を行っている。
メータより下流の全部撤去については、構造材質の確認の必要がないため、施工者の限定や手続きを求めている。供用している給水装置の破損や、メータを紛失・破損した場合は、その費用を原因者に請求している。	家屋解体を所管する部署にリーフレットを配布してもらっている。
-	-
事例はあまりないが、メーターや引込管の撤去まで行う場合は、指定業者で行うよう指導している。	特段していない。
無届による解体工事が発覚した場合は、解体事業者に対して直ちに給水工事の届出を給水工事指定業者を通じて提出するように指導している。	HPを通じて解体業者等にPRしている。
注意の上、メータを撤去した場合は、メータの提出を求めている。	相談のあった際に、解体業者（指定給水装置工事事業者以外）は、給水装置を撤去等はできないと説明している。
口頭で注意、指導している。紛失した場合は弁償を求めている。	特にしていない。
特にありません。	特にありません。

1. 家屋の解体等により、指定工事店以外の業者が給水装置を撤去等した場合、どのような対応をしているか	2. 指定工事店ではない業者に対するPRはどのようにしているか
量水器を紛失していない場合は、所有者の方に廃止届を提出していただき、量水器を返却してもらう。量水器を紛失してる場合については過去に例がない。	解体時の水の開始届の際に伝えてはいるが、特段のPRはしていない。
家屋の解体等により現地の量水器が所在不明となった場合は、本市より契約者へ解体業者等の確認を行う。また、量水器が会社等で保管されている場合は返却してもらい、紛失している場合は購入および返却してもらうこととしている。併せて、口頭での指導を行っている。	指定工事店ではない業者に対しては特別なPR活動は行っていないが、本市のホームページにて、給水装置の設置または修理等を行う場合は必ず指定工事店へ依頼するよう記載している。
・現時点で事例がないが、撤去せずにそのまま埋められたことは多々ある。この場合のほとんどが、次の使用時（新築工事など）に発覚するため、新築の給水工事を請け負った事業者に掘り出して頂いている。	・特にやっていない。一般向けに給水工事は指定工事店で行うようお知らせする程度である。
指定工事店以外の業者が家屋解体等に伴い水道メーターを撤去したことが判明した場合は、施工業者に対し、今後は必ず指定工事店に撤去を依頼するよう指導し、メーターを速やかに返却するよう求めている。なお、過去には撤去後にメーターが紛失していた事例もあった。	解体工事等の情報が事前に町へ寄せられた場合は、施工業者に対し、メーター位置や解体作業への支障の有無を確認し、移設が必要な場合は指定工事店へ依頼するよう周知している。また、指定工事店以外の業者に対しての特別な周知・啓発は実施していない。
該当事例がありません。	PRなどを行っておりませんので、他事業体の事例を参考にさせていただきます。
町が指定工事店へ撤去のお願いをしているため、事例はありません。	その都度、注意喚起している。

1. 家屋の解体等により、指定工事店以外の業者が給水装置を撤去等した場合、どのような対応をしているか	2. 指定工事店ではない業者に対するPRはどのようにしているか
家屋の所有者へ解体業者を確認し、可能な限り水道メーターを回収できるよう努めている。 また、指定工事店以外の者が給水装置を撤去することはできない旨、対象者へ案内を行っている。	窓口で案内するとともに、広報・市公式ホームページでの周知を検討している。

情報交換事項⑦

題名：人材育成（技術継承）の取組について

本市においては、経験の浅い職員の人材育成について、人事異動や職員不足により非常に苦慮している。

職員の人材育成（技術継承）についての取組みを伺いたい。

情報交換事項⑦ 人材育成（技術継承）の取組について

1. 水道局の職員育成に係る他事業体との情報交換の取組があれば伺いたい。	2. 水道局の職員育成に係る独自の研修制度の取組があれば伺いたい。	3. 技術をマスターするための人材育成プラン等があれば伺いたい。
無	無	無
特になし	令和8年度より、eラーニング（地方公共団体金融機構）を利用している。	特になし
他都市が主催する講習会や研修会等に参加し、他事業体の水道職員の育成に関する情報収集を行っている。	日本水道協会の専門別研修への定期的な参加、及び水道技術研究センターの水道技術継承支援システムを活用し、職員を育成している。	無
特になし	特になし	—
教えてもすぐ異動させられるので継承が難しい	なし	なし
地区水道事業連絡協議会（二市三町で構成）で研修等を実施している。	人材育成プランに基づき、毎年、人材育成プラン実施計画を定め、新任職員や技術職員などを対象に職場内研修を実施している。	人材育成プランに基づき、毎年、人材育成プラン実施計画を定め、その中で座学及び現場研修による専門知識の向上を目的として、技術継承研修会を実施している。
なし	独自の研修制度はないが、技術力向上のため、県主催の研修等には経験の浅い職員を中心に積極的に参加している。	特になし

1. 水道局の職員育成に係る他事業体との情報交換の取組があれば伺いたい。	2. 水道局の職員育成に係る独自の研修制度の取組があれば伺いたい。	3. 技術をマスターするための人材育成プラン等があれば伺いたい。
公益社団法人日本水道協会が主催する講習会等に参加し、他事業体職員との情報交換を個別に行っている。 また、研修等の機会を通じて、他事業体の取組状況や課題等について情報収集を行い、業務の参考としている。	体系化された研修制度は整備されておらず、職員の業務内容に応じ、OJTおよび外部研修に派遣により対応しているのが現状である。	特に無し
ありません	ありません	ありません
県水道協会主催の技術講習のほか、過去に2か月程の期間で他市事業体に派遣研修を実施している。	なし	なし
他都市とパートナーシップ協定を締結しており、両団体と研修実施などについて情報交換している	独自の研修制度は無く、OJTや内部での研修、外部研修により育成を行っている。	技術に特化した内容ではないが、人材育成計画を定めている。
都道府県内の水道事業者における会議などで、各市の人材確保や人材育成など問題点の情報を共有している。	研修制度はないが、職員がペアを組み設計・積算をチェックし合うとともに、他のペアの工事を視察したり、バルブ操作、洗管作業などの協力を行うことにより、技術継承に繋がっていると考え。	人材育成基本計画に基づき、OJT（職場内研修）等を活用しながら人材育成を進めている。
周辺自治体や、県営水道には相談するようにしている。	(社)日本水道協会県支部の研修などには参加しているが、独自の研修制度の取組はない	市独自での採用・技術継承は困難と考え、民間の力を利用するなどに対応している。
特に無し	独自の研修制度の取組みは無し	人材育成プラン等は無し

1. 水道局の職員育成に係る他事業体との情報交換の取組があれば伺いたい。	2. 水道局の職員育成に係る独自の研修制度の取組があれば伺いたい。	3. 技術をマスターするための人材育成プラン等があれば伺いたい。
特になし	特になし	技術をマスターするためにある程度の年数を要するため、1年や2年での異動がなされないよう上層部に請願している。
当市と隣接する都市とで水道職員の人事交流を実施しています。両市から1名を派遣しています。	上水道工務課の職員が講師となり、上水道事務課の職員に向けた庁内研修を昨年度に実施しました。	—
他事業体との情報交換は、実施していない。もしあれば、情報交換を行いたい。	・組立式給水タンクの取扱い講習 ・水道メーターの設置撤去講習 ・漏水探知機の取扱い講習 ・仕切弁等の開閉作業講習 ・可搬式浄水器の取扱い講習 ・他自治体間連絡管の取扱い講習	特になし
なし	なし	なし
取組なし	取組なし	なし
他都市が年一回開催している、近隣事業体意見交換会に参加している。各水道事業体が抱える共通の課題を共有し議論することで職員育成を図っている。	特になし	日本水道協会等が開催している研修について、職員が満遍なく各研修に参加できるよう、年度当初に外部研修計画を作成している。
他都市と技術協力の協定を交わし、情報交換を行っている。	無し	人材育成プラン等はないが、他都市等が主催する「大口径管の技能講習」「バルブ操作技術・技能講習」などに参加させている。

1. 水道局の職員育成に係る他事業体との情報交換の取組があれば伺いたい。	2. 水道局の職員育成に係る独自の研修制度の取組があれば伺いたい。	3. 技術をマスターするための人材育成プラン等があれば伺いたい。
無し	無し	無し
特になし。	独自の研修制度はないが、日々の業務自体が実践による研修となっている。	日々の業務をこなすことで人材育成と同等であると考えている。
同じ問題を抱えており、ぜひ参考にしたい	同じ問題を抱えており、ぜひ参考にしたい	同じ問題を抱えており、ぜひ参考にしたい
無し	無し	無し
周辺事業体との広域検討会の中で技能体験合同研修を行っている。 ・ 仮設給水タンクの組み立て ・ 給水車運転操作 ・ 漏水修理	なし	なし
広域化を検討している周辺水道事業者と随時情報交換を行っている。 また、周辺水道事業者のうち中核的な事業者が積極的に各種研修を開催しており、これに参加し、技能を研鑽しつつ情報交換を行っている。	当市営水道での独自の取り組みはない。	該当する育成プランはない。

1. 水道局の職員育成に係る他事業体との情報交換の取組があれば伺いたい。	2. 水道局の職員育成に係る独自の研修制度の取組があれば伺いたい。	3. 技術をマスターするための人材育成プラン等があれば伺いたい。
近隣他市と情報交換会を行い、広域化等の課題検討や情報共有等を行っていますが、職員育成に特化した取組は行っていません。	新採用職員や新人職員を中心とした市内水道施設の視察等を行っていますが、その他の独自研修制度はありません。	特にありませんが、水道技術管理者の資格取得促進として、人選の検討を進めています。
特になし	特になし	特になし
取組なし	独自の研修制度はない。	—
県支部及び県支部ブロック会議等で、情報交換を行なう機会があるが、当市においても人員不足等で技術継承が進んでいないのが現状である。	なし	なし
他事業体も参加している研修等に参加	OJTで引き継ぐ等以外の取り組み以外は特になし。	特になし。
特にない。	特にない。 水道法第12条の「布設工事監督者」の要件により、技術職員に長く従事してもらい、その中で技術を培ってもらうよう人事担当部署に要望している。	特にない。
近隣市町村で定期的に勉強会を開催。	特になし	特になし

1. 水道局の職員育成に係る他事業体との情報交換の取組があれば伺いたい。	2. 水道局の職員育成に係る独自の研修制度の取組があれば伺いたい。	3. 技術をマスターするための人材育成プラン等があれば伺いたい。
情報交換の取組はないが、毎年度、他事業体で実施される研修に参加し、職員育成に取り組んでいる。	ありません。	ありません。
—	—	—
特になし	職員が講師となり、全職員を対象に内部研修会を実施している。（業務時間外に任意参加型で実施） 研修内容は、主に現場での災害対応能力の向上が図れる内容としている	—
ない	ない	ない
隣接都市が開催される配管実技講習に参加している。	なし	なし
なし	なし	なし
水道協会などが主催する研修に積極的に参加させている。研修を通じて他事業体との情報交換を行っている。周辺事業体との情報交換などは特に行っていない。	なし	なし
無。	無。	無。

1. 水道局の職員育成に係る他事業体との情報交換の取組があれば伺いたい。	2. 水道局の職員育成に係る独自の研修制度の取組があれば伺いたい。	3. 技術をマスターするための人材育成プラン等があれば伺いたい。
本県水道事業体の多くでご提案の内容に苦慮している。現在、県下で広域化も含み水道事業の「あり方勉強会」が行われているが、人材育成（技術継承）研修等についても、他都市を中心に実施していくよう進められている。	ない。	今後の他都市を中心とした研修に期待している。
特にありません。	特にありません。	日本水道協会等が実施される研修に積極的に参加するようにしている。
特になし。	特になし。	当市も悩んでおり、他事業体様にご教授いただきたい。
他事業体との情報交換の取り組みは特にない。	職員育成として、他都市が開催する水道技術研修に職員を参加させている。	技術をマスターするための具体的な人材育成プランは特に策定していない。
ない	日水協、ダクティル铸铁管協会等が開催される研修へ参加させている。	ない
現時点において、職員育成を目的とした他事業体との情報交換の取組は実施していない。一方で、県が主催する水道初任者研修会等には毎年参加し、知識及び技術の習得に努めている。 また、本町には人材育成に関する引継書や業務マニュアルが整備されていないため、今後は近隣自治体へ相談しながら、今年度中の作成に向けて検討を進めている。	本町においては、水道事業に特化した独自の研修制度は設けていない。	現時点において、人材育成プラン等は策定していない。技術継承については、経験豊富な職員による指導のもと、現場への同行や実際の業務を通じた実践的な指導により、知識及び技術の習得を図っている。
育成に係る取組を行っておりません。他事業体の取組を参考にさせていただきます。	他事業体の取組を参考にさせていただきます。	他事業体の取組を参考にさせていただきます。

1. 水道局の職員育成に係る他事業体との情報交換の取組があれば伺いたい。	2. 水道局の職員育成に係る独自の研修制度の取組があれば伺いたい。	3. 技術をマスターするための人材育成プラン等があれば伺いたい。
小さな町で異動も少なく中長期的な係になる傾向であり経験を得やすいため取組みはしていません。	無	無
取組なし	専門的な研修や資格取得研修などへの派遣を積極的に行うことで、人事異動後も数年後には再び水道事業へ戻ってくる流れをつくり、個々がキャリアデザインの視点をもってもらうことを目指している。	なし